

## 第17号議案

### 中間市等公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり中間市等公平委員会共同設置規約を変更することについて協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市等公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約（案）

中間市等公平委員会共同設置規約（平成19年公平委員会規約第1号）の一部を次のように変更する。

第1条及び第4条第2項中「中間市行橋市競艇組合」を「中間市行橋市ボートレース組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

中間市等公平委員会共同設置規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、中間市、<u>中間市行橋市ボートレース組合</u>及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(委員の選任方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により委員を選任したときは、当該委員の氏名及び経歴を<u>中間市行橋市ボートレース組合</u>及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合（以下「関係組合」という。）の管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、中間市、<u>中間市行橋市競艇組合</u>及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(委員の選任方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により委員を選任したときは、当該委員の氏名及び経歴を<u>中間市行橋市競艇組合</u>及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合（以下「関係組合」という。）の管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>